

議会運営委員会会議記録（概要）

令和7年1月20日（月）

開 会（午前10時0分）

松本議長

本日は、議会運営に関する事項についてご協議願います。

【議 事】

1 議会運営に関する事項について

(1) 条例改正等に関するパブリックコメント期間延長について

大石委員長

条例改正等に関するパブリックコメント期間について、当初のスケジュールの予定では、1月14日（火）までの期間としておりましたが、市民の方からご要望等があり、期間を2月7日（金）まで延長したことに伴い、スケジュールがずれ込んでおりますことをご報告しますが、事務局から補足説明をお願いします。

瀧澤議会事務局参事

パブリックコメント手続を進めるにあたりまして、所沢市議会意見提案手続実施要綱の「適切な期間」ということに基づいてこれまでも運用しており、今回は当初、期間を2週間と設定しておりました。市の要綱については、この期間を「原則として30日以上」と具体的に日数が記載されておりました、それをご覧になった市民の方から、同じパブリックコメントであれば期間が違うのはいかななものかというお問い合わせがあり、改めて正副委員長にご相談をさせていただき、期間を「30日以上」に延長したものです。

大石委員長

こちらに関しては、最初に施行された時は、市議会の要綱と市の要綱を合わせていましたが、これまでの間に市の要綱に改正があったということで、

今回それに合わせた募集期間にさせていただきました。

こちらについては、市の要綱の期間が変わっているということで、市議会の要綱についても今後ご議論をさせていただきたいと思いますが、今日のところは募集期間が延長されたということをご了承いただきたいと思います。

(2) オンラインによる請願・陳情の受付方法について

大石委員長

資料1「オンラインによる請願・陳情の受付方法について」をご覧ください。地方自治法の一部改正等によって、議会手続きについてオンライン化が可能となることから、請願書や陳情書においてもオンライン提出が可能となります。地方自治法施行規則において、オンライン化に伴う本人確認が必要であり、その方法は電子署名または議会等の指定する方法とされています。請願における署名または記名押印についての目的は、①文書作成の真意確認、②文書内容の真正性の担保、③本人確認であり、対象者は請願・陳情の提出者及び請願の紹介議員となっています。

また、オンライン化に向けた課題として、現在考えられることは、

1) 請願者の署名または記名押印（所沢市議会会議規則第135条）並びに紹介議員の署名または記名押印（所沢市議会会議規則第135条第2項）について、どのように対応するか。

参考としては「請願者、紹介議員ともに署名または記名押印した請願書をPDFで提出」、「オンライン提出のみ、記名でも可とする」などがあります。

2) 郵送での請願・陳情の取り扱いについてですが、参考として、現在は

紹介議員の署名のない陳情のみ郵送で受付しています。

3) 請願・陳情における署名簿の提出方法をどうするかです。

署名簿も電子提出を可能とすると、署名簿の使いまわしの恐れがあることから、請願書をオンライン提出した場合においても、署名簿については紙での提出として、電子と紙の併用とするか検討が必要であるという、3点が挙げられます。

次に、資料2「請願における本人確認方法」ですが、現在、所沢市議会では、請願書の受付は事務局窓口のみの受付としており、郵送やオンラインでの受付は行っておりませんが、オンライン化での提出の場合、地方自治法施行規則において規定されているため、オンラインによる本人確認をどのような形で行うか、また請願等の受付方法も含めて協議が必要となります。

この受付方法及び本人確認については、こちらの資料2で参考例を示しておりますので、ご覧いただきご検討いただきますようお願いいたします。

この件については、本日は各会派お持ち帰りいただきまして、資料3「請願・陳情の提出後の流れ」(案)もございますので、配信してあります関連の資料1から資料3までをご参照いただき、2月12日(水)開催予定の議会運営委員会でご意見をお願いいたします。

粕谷委員

確認だが、地方自治法が改正されてオンラインが可能になるということであって、それにするという事ではないということか。それであれば、そんなに急いでやることではないということか。

大島議会事務

こちらにつきましては、令和6年4月1日から地方自治法の改正は施行と

局主幹 となっております。それを受けまして、近隣では埼玉県議会、川口市議会等につきましては、令和6年4月1日に改正を行っております。近隣市の入間市、狭山市、飯能市等につきまして確認をしたところでは、今のところ改正等は行っておりません。

矢作委員 オンラインによる受付ができるということだが、資料を見ると、実際市民が提出しようとする紹介議員の署名または記名押印が必要ということで、その署名または記名押印がなされた上で、それをメール等で送ることができるという理解でよいか。

大島議会事務局 本人確認の方法は様々あるかと思いますが、おおむねそのような流れになろうかと考えます。オンラインでの請願提出があった場合、その真意確認、真正性の担保、本人確認についての協議が必要となります。

局主幹

長岡委員 資料2で示されている3案を次回までに考えるということか。

大石委員長 地方自治法も改正され、導入している自治体もあることから、所沢市議会でもどうしていくかという提案があるので、進め方も含めてどうしていくかということです。

長岡委員 やるかやらないかということも含めてか。

大石委員長 やはり法律が改正されていることなので、やっていく方向で行かないといけないと思います。

長岡委員 資料1「3 オンライン化に向けた課題」について、(1)は押印するかしなかったかということ議論するということか。

大島議会事務局 こちらにつきましては、現在、窓口に出される場合は「請願者の署名ま

局主幹 たは記名押印並びに紹介議員の署名または記名押印」という規定になっています。オンラインの場合、署名や押印についての真意確認や真正性、または本人確認についてどのような解釈で行っていくかということになります。

大石委員長 埼玉県議会や川口市議会はどのように行っているのか分かりますか。

大島議会事務局 埼玉県議会については資料2の①にありますように、電子メールと電話

局主幹 で本人確認等を行っているとのこと。②、③と参考例を出しておりますが、千葉県議会では、電子申請と電話で本人確認等を行っているとのことでした。

なお、川口市議会につきましては、現在のところ本人確認等のところで協議が整っていないということで条例と規則は改正しましたが、オンラインでの受付は現在行っていないということです。

谷口委員 資料2では3案が記載されているが、事務局側からするとどの方法がよいと考えるのか。

大島議会事務局 他自治体でも使用されている、②電子申請システムが参考になるのではないかと考えております。

局主幹 ①の電子メールにしましては、請願書を添付ファイルで付けていただく関係上、セキュリティ的な面が懸念されると考えます。

中井委員 資料2の①電子メールを活用する方法、②所沢市の電子申請システムを活用、③マイナポータルを利用する方法の全て、署名または記名押印があるPDF化したデータとあるが、署名されたものを画像を撮ってPDF化して送るという形をとっているということか。

大島議会事務局
主幹

そのような運用をしているようです。

(3) 議員定数について

大石委員長

先月12月17日開催の議会運営委員会において、議員定数について各会派からいただいたご意見を取りまとめた資料4「議員定数に関する各会派の意見」を事前に配信しておりますが、これらを踏まえて何かご意見はありますか。

谷口委員

12月17日に各会派からそれぞれ意見が出たが、なかなか一つの方向に収れんするのは難しいと思うので、今期はこれ以上議論が深められないのではないかというのが率直な感想である。

大石委員長

特にほかのご意見がないようなので、各会派からご意見いただきましたが、これを集約するのは難しいと思いますので、今期につきましてはこれで定数についての議論は終わりにさせていただき、定数33人で次回の選挙は行うということで議長に報告をさせていただきたいと思います。

(委員了承)

(4) 臨時会議の会議開催請求について

大石委員長

こちらは、令和6年11月に議会運営委員会で確認された「通年会期制に係る申し合わせ事項」の「4 臨時会議 開催プロセスの②」について、事前に配信してあります。資料5「議員による臨時会議の会議開催請求について」のフロー(案)で示すような臨時会議開催までの詳細な流れとなりますが、何かご意見はございますか。

矢作委員

「開会日のX日前」とはどのような想定か。

もし、かなり緊急性があつて明日臨時会議を行いたいという場合でも

「開会日の7日前」という日数は外せないということか。

大島議会事務局主幹

「X日」につきましては、7日前以上を想定していますが、何か緊急な

局主幹

ことが起きた場合にはその時の協議になろうかと思ひます。

中井委員

この「X日」は7日ということはあるのか。

大島議会事務局主幹

可能性としてはあろうかと考へます。必要に応じて所沢市議会で決定し

局主幹

ていただければと思ひます。

2 その他

大石委員長

次回の議会運営委員会につきましては、2月12日（水）午後1時30分
から開催予定となっておりますので、よろしくお願ひいたします。

散 会（午前10時26分）